

第2章 障害者支援の基本方向

1. ノーマライゼーションのまちづくりの基本理念

みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり

障害があってもなくてもあたりまえに暮らせる社会づくりをめざす「ノーマライゼーション」の理念は、障害者支援の基本的な考え方として定着してきました。そして、わが国の社会福祉のあり方を根本的に見直した「社会福祉基礎構造改革」では、“だれもが地域とつながりをもって、安心して心豊かに暮らせるよう支援する”ことをめざす「地域福祉」が、これからの社会福祉と位置づけられました。つまり、「ノーマライゼーション」は、障害者支援だけでなく、社会福祉全体を貫く理念となったのです。

もちろん現実には、すべての市民が障害や障害者の生活について十分に理解し、ノーマライゼーションを一人ひとりの暮らしに関わることと意識しているとはいえません。また、障害者を支援する制度においても、多様なニーズにきめ細かに対応できていない面もあります。障害者支援の基幹となる障害者自立支援法によるサービスを提供するしくみや水準などにも課題が残されており、これらに対応していくための取り組みをいっそう推進していく必要があります。

そしてこれからは、そうした取り組みを障害がある当事者や特定の支援者だけでなく、障害のあるなしにかかわらず、だれもが“自分らしく”暮らすという地域福祉の目標に向かって、みんなで取り組んでいくことになります。内容や程度は違って、だれもがもつ生きづらさをお互いに理解し、“共感”をもってよりよく暮らせるまちづくりをすすめるなかで、“一人ひとりの障害に、柔軟かつ的確に対応できる支援のしくみづくり”をすすめます。

2. 障害者支援の視点

(1) だれもが地域で心豊かに暮らしていくうえで必要なことを支援します

これからの新しい社会福祉である「地域福祉」では、だれもが必要に応じて支援の受け手になると同時に、それぞれの特長を活かして担い手にもなります。障害がある人々も、ともに社会を変えていく主体としての役割がいっそう期待されます。こうした関係のなかで、だれもが心豊かに暮らしあううえでの地域の課題として、障害があ

る人が生活していくうえで感じている多くの“生きづらさ”を捉え、一人ひとりの状況に的確に対応できる支援に取り組んでいきます。

(2) 一人ひとりの思いや自分らしさを尊重して支援します

しかし、“心豊かな暮らし”といっても、どのような生活を望むかは人によってさまざまです。一人ひとりが自らの思いを描き、自分らしい生き方をめざしていくことが、満足できる毎日につながります。日常生活にさまざまな支援を必要とする障害者は、支援の制度の枠によって生活のかたちが決められてしまいがちです。そうではなくて、一人ひとりの自分らしさを尊重し、それを実現するために制度を活用したり、地域の資源を活かして新たな方法を開発していくよう、支援のスタイルを変えていきます。

(3) 地域のさまざまな力をつないで支援します

一人ひとりが描く多彩な暮らしへの支援を公的な制度だけで行っていくことは困難です。人と人の心のふれあいなど、公的に深く関わるべきではないことも、私たちの暮らしにはあります。また、だれかの力になることで、私たちは豊かな気持ちになれます。人と人の関わりを通じて地域も変わっていきます。そうしたあたたかな包容力をもつまちと人づくりをめざして、地域のさまざまな力をつないで支援をすすめます。

3. 障害者支援の目標

(1) だれもがともに暮らせるまちづくり

①障害についての理解と支えあいの推進

市民一人ひとりがお互いに理解し、認めあって暮らせるまちづくりをすすめます。そのために、多様な障害や障害がある人の暮らしについて理解し、支援しあえるよう、ふれあいや学びあい、話しあいの取り組みをすすめます。また、多くの市民が主体的に地域福祉活動に参加し、協働した取り組みを広げていけるよう、促進・支援します。

②快適で安全な生活環境整備の推進

だれもが安心して快適に暮らせるよう、安全でバリアのない生活環境づくりをすすめます。そのために、都市施設や公共的な建築物、住宅等のバリアフリー化をすすめます。また、多様な障害などに配慮した防災や防犯、交通安全、災害時の支援のため

の対策を推進します。

（２）一人ひとりの思いや力を活かすしくみづくり

①生涯を通じた発達と学習への支援の充実

だれもが“自分らしい”生活をおくることができるよう、一人ひとりの生涯を通じた支援を推進します。そのために、障害がある子どもの一人ひとりのニーズに応じた発達支援や、社会での生活力を高める保育や学校教育をすすめます。また、生涯を通じた地域や家庭での学習や自立のための支援を推進します。

②就労や社会的活動への参加の推進

一人ひとりのライフスタイルにあわせて希望する就労や社会的な活動ができるよう、受け入れる場の確保や条件整備と的確なコーディネートの実施を図るとともに、障害の特性に配慮した支援のしくみづくりをすすめます。

③身体とこころの健康づくりとリハビリテーションの推進

一人ひとりの思いや力を発揮する基礎として、一人ひとりが主体的に身体とこころの健康づくりに取り組めるよう支援します。また、安心して適切な医療が受けられるよう地域医療における障害者への対応をすすめるとともに、急性期、回復期から在宅生活への移行につなぐリハビリテーション医療を推進します。

（３）自分らしい生活を支えるサービスづくり

①情報提供と相談支援の充実

一人ひとりの思いに沿った支援を行っていくよう、ケアマネジメントの視点にたった情報提供と相談支援を推進します。また、気軽に相談でき、的確な支援につながるよう、相談支援のネットワークの充実を図ります。

②生活を支援するサービスの充実

できるだけ地域で暮らすことができるよう、施設や病院で生活している人の地域移行を図りつつ、自分らしい生活をしていくうえで、障害のためにできない（しにくい）ことを補うよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの充実を図ります。そのために、新たな事業者の参入なども含めて必要なサービスが提供できる体制を確保するとともに、支援の質を高めるよう取り組みます。また、きめ細かな支援を行う地域福祉活動等との連携も推進していきます。

③権利擁護に対する支援の充実

判断能力が不十分なために不利益を被るおそれがある人の権利擁護を支援するよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業などを活用した取り組みを充実します。また、虐待の防止にも取り組んでいきます。これらの取り組みにおいては、権利侵害を防ぐだけでなく、一人ひとりの思いを実現できる“積極的な権利擁護”が実現できるよう、相談支援や具体的なサービスなどと連動した取り組みをすすめます。

障害者支援の基本方向

